学校感染症（第２・３種）の診断書及び証明書

学校名　　岐阜県立岐阜商業高等学校（定時制）

年　　組　氏名

１．上記の者について、下記の病気（〇印）と診断しました。

２．上記の者について、下記の理由により、　　月　　日 ～　　月　　日まで（　　日間）出席を停止したことを認めます。

種類	〇印	病　名	出席停止の基準
第２種		インフルエンザ（　　型）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻しん	解熱した後３日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第３種		コレラ	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	【条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの】		
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後２４時間を経て全身状態が良くなるまで
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態の安定するまで
		伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良くなれば登校可能
		ウイルス性肝炎	症状が改善し、全身状態の良くなるまで
		マイコプラズマ感染症	
		ヘルパンギーナ	
		流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	

平成　　年　　月　　日　　医療機関名

医師名　　㊞